

## 人吉市指定給水装置工事事業者講習会資料



人吉市水道局

## 目 次

- 1 給水装置工事の申込から検査までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 2 給水装置工事の申込書について
  - (1)給水装置工事申込書の様式について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～5
  - (2)給水装置工事申込書の記入の仕方について・・・・・・・・・・・・ 6～17
- 3 給水装置工事の検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 給水装置工事の施工について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 量水器の設置箇所と周辺的环境について・・・・・・・・・・・・ 20～21
- 6 給水装置工事の写真について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～28
- 7 受水槽・高架水槽の維持管理について・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 8 お客様のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 9 人吉市水道局指定給水装置工事事業者指定後の変更届出について・・・・ 31

## 1 給水装置工事の申込から検査までの流れ

『給水装置工事申込書』の提出(受付は水道局開庁日の火曜日・木曜日8:30~17:00)

↓  
※ 上記受付日以外に提出を希望する場合は、給水担当者に必ず電話確認をして来局すること。

水道局からの着工許可を待って着工してください。  
(申込書の提出から着工許可まで1週間程度かかります)

↓  
給水装置工事着工

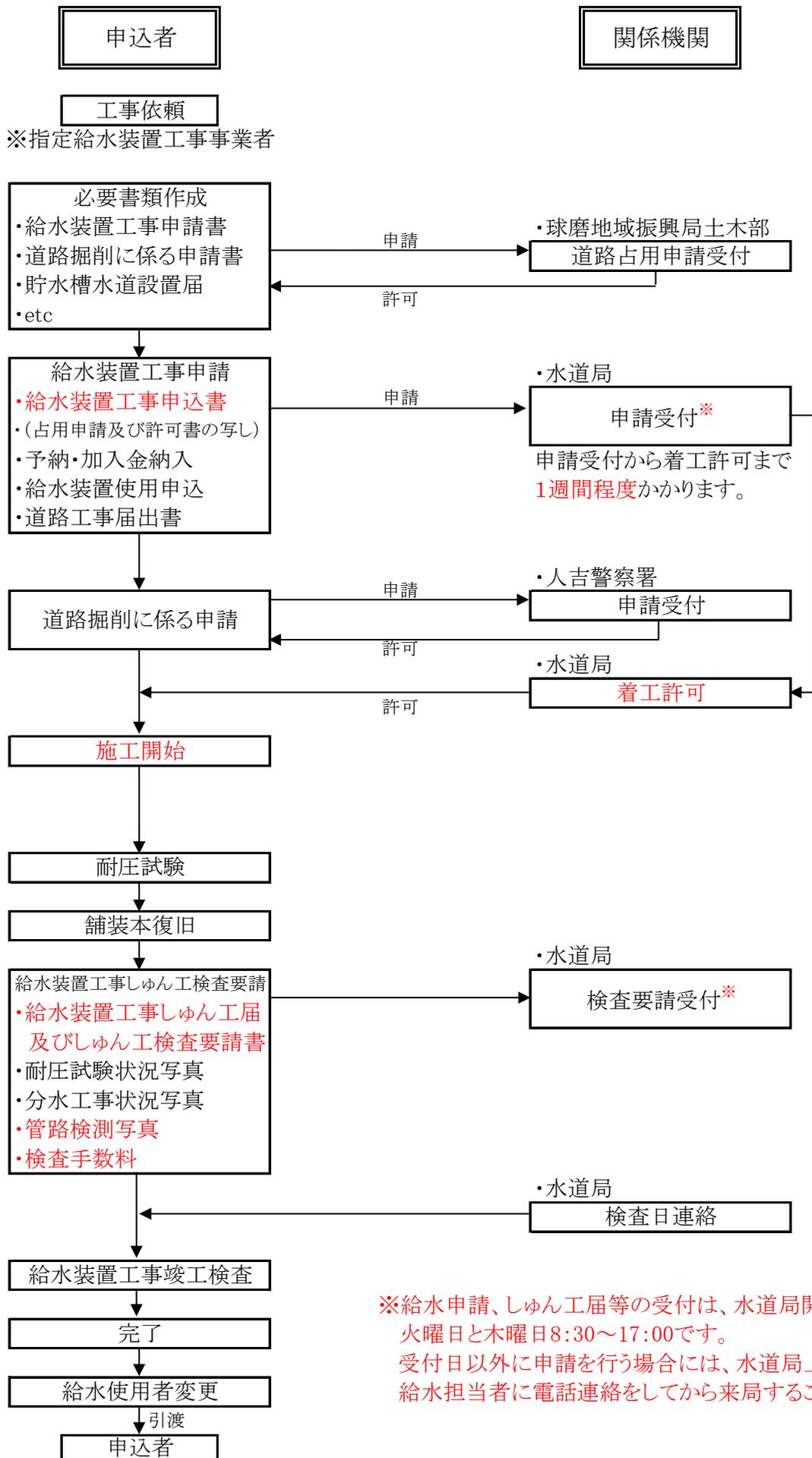
↓  
現場状況に応じて、中間検査を行います。  
(検査日・検査内容については後日、水道局から連絡いたします。)

↓  
工事完了後、『給水装置工事しゅん工届けおよびしゅん工検査要請書』・『耐圧試験写真』及び『管路検測写真』を遅滞なく提出してください。(受付は水道局開庁日の火曜日・木曜日8:30~17:00)  
(配管に変更があれば変更図面を必ず提出してください。)

↓  
水道局から検査日程の連絡後、しゅん工検査を受けてください。  
(残塩・水圧測定、量水器位置測定等)

※ 『給水工事申込書』提出後は、着工許可を待って施工を開始してください。

※ 新設工事のしゅん工検査の場合は、建物引渡し前に行いますので(宅内の全水栓を開閉させていただくため)、『しゅん工届け及び検査要請書』は工事完了後速やかに提出してください。



※給水申請、しゅん工届等の受付は、水道局開庁日の火曜日と木曜日8:30~17:00です。受付日以外に申請を行う場合には、水道局上水道課給水担当者に電話連絡をしてから来局すること。

決裁								
局長	次長	課長	課長補佐	係長	係長	担当者	課員	お客様センター

## 給水装置（新設・改造・修繕・撤去）工事申込書

令和 年 月 日

人吉市水道事業

人吉市長 松岡 隼人 様

私は、人吉市上水道給水引き込み及び給水装置などの設置にあたり、配水管給水管の工事、修繕及び突発的な事故により、断水又は、水圧低下等が生じても、市水道局に対して一切異議申し立てはしないことを誓約します。

また、給水管の口径・埋設位置などは、申込者及び受任者において決定することとし、水圧・水量不足が生じた場合は、申込者などの負担にて措置を行うことを併わせて誓約します。

申込者 住 所

(自書) フリガナ 氏 名 印

T E L ( - - )

人吉市水道条例第5条により下記工事を申し込みます。

当給水工事の施工を下記の受任者に委託しましたので、工事申請、局納入金の納付その他水道局への手続きに係る一切の事項の権限を委任します。

工事場所	人吉市	町	番地
給水使用者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	住所 (フリガナ) 氏名	印	Tel ( - - )
受任者 (指定工事事業者)	住所 氏名 選任主任技術者名		印
分岐管所有者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	住所 氏名	印	Tel ( - - )
土地所有者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	本工事に伴う掘削と給水管の埋設を承諾いたします。 住所 氏名	印	Tel ( - - )
構築物所有者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	住所 氏名	印	Tel ( - - )

備考 他人の給水装置から分岐するときは、所有者の承諾を受けてください。その他の利害関係人についても承諾を受けてください。  
後日、利害関係人等から異議が生じても人吉市はその責任を負いません。  
太枠内は必ず記入してください。

	合 議			
施設係員	下水道課長	係長	係長	下水道課員

水栓番号		号		図面等別途添付		
名 称	予 納 金 内 訳					
	数 量	単 価		金 額		
工事監督費 (分水 $\text{mm} \times \text{mm}$ )						
書類審査料						
合 計(予納金)	—	—				
備 考					精算印	
	金 額	納入年月日		予納金No.	領収印	
予 納 金		令和 年 月 日				
	金 額	口径	口数	納入年月日	加入金No.	領収印
加 入 金		$\text{mm}$	口	令和 年 月 日		
	金 額	納入年月日		領収印		
検査手数料	口	令和 年 月 日				

工 事 の 内 容								
道 路 等 種 別	国道	県道	市道	農道	里道	私道	河川敷	用水路
官 公 庁 協 議	警察署	消防署	振興局	人吉市	その他	協議中		協議済み
給 水 形 態	直圧・加圧(受水槽 $\text{m}^3$ 、高架水槽 $\text{m}^3$ )					・直結増圧		
使 用 形 態	一時	一般	一時後一般	しゅん工予定日		令和 年 月 日		
水 圧	MPa	残 留 塩 素		mg/L		受付年月日		
量 水 器 番 号	号		量水器口径		mm			
開 栓 年 月 日	令和 年 月 日	量水器指針		$\text{m}^3$				
備考								



(2) 給水装置工事申込書の記入の仕方について

ア 給水装置工事申込書の記入の仕方

申込書の太枠内のうち下記については**必ず記入**してください。

- ・工事場所
- ・受任者(指定工事業者欄)
- ・工事の内容(例:家屋新築に伴う給水新設工事・家屋改築に伴う給水改造工事等)
- ・給水形態
- ・使用形態(一時使用の場合は、どなたが使用されるか。支払方法、連絡先等を確認)
- ・しゅん工予定日

給水装置工事設計図のうち下記については**必ず記入**してください。

- ・井戸水・温泉水の有無の欄
- ・位置図・配管図・立面図及び、使用材料欄

現地に量水器がない場合は、下記の書類が必要となります。

- ・給水装置使用申込書又は量水器受払届(申込届と一緒に位置図へ量水器位置の記載をして提出)

下記の項目については、**該当がある場合のみ記入**してください。

- ・給水使用者・分岐管所有者・土地所有者・構築物所有者欄(申込者と異なる場合)
- ・道路等種別(分水工事がある場合)
- ・官公庁協議(分水工事があり所管官公庁との協議を要するもの)
- ・給水装置工事設計図の分岐箇所断面図(分水工事がある場合)

※上記事項に記載不備がある申込書は受付できません。

※給水装置工事設計図以外は、修正液等による修正はできません。

見え消し、訂正印を押印後書き直してください。

イ 図面の作成方法について(給水装置工事設計図)

(ア) 記入上の注意事項

- a 一見して工事の全貌を知ることができること。
- b 作図例のように**正確かつ簡単明瞭であること。**

(イ) 位置図

- a 工事場所を中心としたものであること。
- b 縮尺が大きすぎたり、小さすぎたりしないこと。
- c 位置図の工事場所に、朱で斜線を入れ位置を明確にすること。

(ウ) 配管図

- a 配管は、分水地点から記入すること。**(分水工事がある場合)**
- b 路線名(国・県・市道名)及び幅員を記入すること。
- c 受水槽・高架水槽が設置される場合には、その位置を記入すること。
- d 部分的に説明を必要とする場合(受水槽・高架水槽がある場合など)は、詳細図を記入もしくは添付すること。
- e 分水工事がある場合は、サドル分水栓から量水器までは、原則として**水道用ポリエチレン被覆管**で接続すること。
- f 原則として量水器は、道路と敷地の境界近く(境界から水平距離で1メートル以内)に設置すること。

**※上記事項に不備がある場合は、申込書を受付できません。**

次ページに作図例を紹介します。

決裁 局長	次長	課長	課長補佐	係長	係長	担当者	課 員	お客様センター

## 給水装置（新設・改造・修繕・撤去）工事申込書

令和 年 月 日

人吉市水道事業

人吉市長 松岡 隼人 様

私は、人吉市上水道給水引き込み及び給水装置などの設置にあたり、配水管給水管の工事、修繕及び突発的な事故により、断水又は、水圧低下等が生じても、市水道局に対して一切異議申し立てはしないことを誓約します。

また、給水管の口径・埋設位置などは、申込者及び受任者において決定することとし、水圧・水量不足が生じた場合は、申込者などの負担にて措置を行うことを併わせて誓約します。

申込者 住 所 人吉市 ○○町○○番地

(自書) フリガナ スイドウ タロウ  
氏 名 水道 太郎



T E L ( 0966 - 22 - ○×△□ )

人吉市水道条例第5条により下記工事を申し込みます。

当給水工事の施工を下記の受任者に委託しましたので、工事申請、局納入金の納付その他水道局への手続きに係る一切の事項の権限を委任します。

工事場所	人吉市	麓 町	16 番地
給水使用者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	住所 (フリガナ) 氏名	印	Tel ( - - )
受 任 者 (指定工事事業者)	住所 人吉市中神町1345番地1 氏名 ひとよし水道設備 代表取締役 人吉 二郎 選任主任技術者名 人吉 三郎		
分岐管所有者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	住所 氏名	印	Tel ( - - )
土地所有者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	本工事に伴う掘削と給水管の埋設を承諾いたします。		
構築物所有者 (申込者と同じ場合は、 記入する必要はありません)	住所 氏名	印	Tel ( - - )



備考 他人の給水装置から分岐するときは、所有者の承諾を受けてください。その他の利害関係人についても承諾を受けてください。後日、利害関係人等から異議が生じても人吉市はその責任を負いません。太枠内は必ず記入してください。

	合 議			
施設係員	下水道課長	係長	係長	下水道課員

水栓番号		号		図面等別途添付			
名 称		予 納 金 内 訳					
		数 量		単 価		金 額	
工事監督費 (分水 mm× mm)							
書類審査料							
合 計(予納金)		—		—			
備 考							精算印
	金 額	納入年月日			予納金No.	領収印	
予 納 金		令和 年 月 日					
	金 額	口径	口数	納入年月日		加入金No.	領収印
加 入 金		mm	口	令和 年 月 日			
	金 額	納入年月日			領収印		
検査手数料		口	令和 年 月 日				

工 事 の 内 容	家屋新築に伴う給水装置新設工事						
道 路 等 種 別	国道	県道	市道	農道	里道	私道	河川敷 用水路
官 公 庁 協 議	警察署	消防署	振興局	人吉市	その他		協議中 協議済み
給 水 形 態	直圧・加圧 (受水槽 m <sup>3</sup> 、高架水槽 m <sup>3</sup> )			直結増圧			
使 用 形 態	一時	一般	一時後一般	しゅん工予定日		令和〇年〇月〇日 ←記入	
水 圧	MPa	残 留 塩 素		mg/L		受付年月日	
量 水 器 番 号	号		量水器口径		mm		
開 栓 年 月 日	令和	年	月	日	量水器指針 m <sup>3</sup>		
備 考	※一時用の場合は、請求先の名称、住所、電話番号を記入。 ※分水工事がある場合は、工事予定日を記入。						

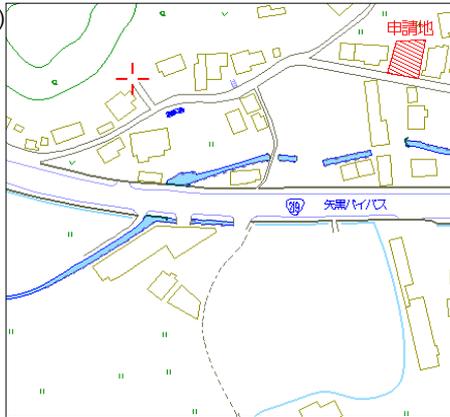


位置図作成上の例

良い例



悪い例  
例1)



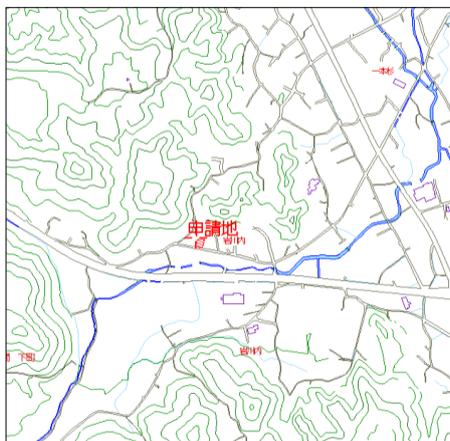
申請地が中央になっていない

例2)



縮尺が大きすぎて場所が特定できない

例3)



縮尺が小さすぎて場所が特定できない

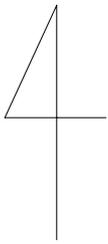
例4)



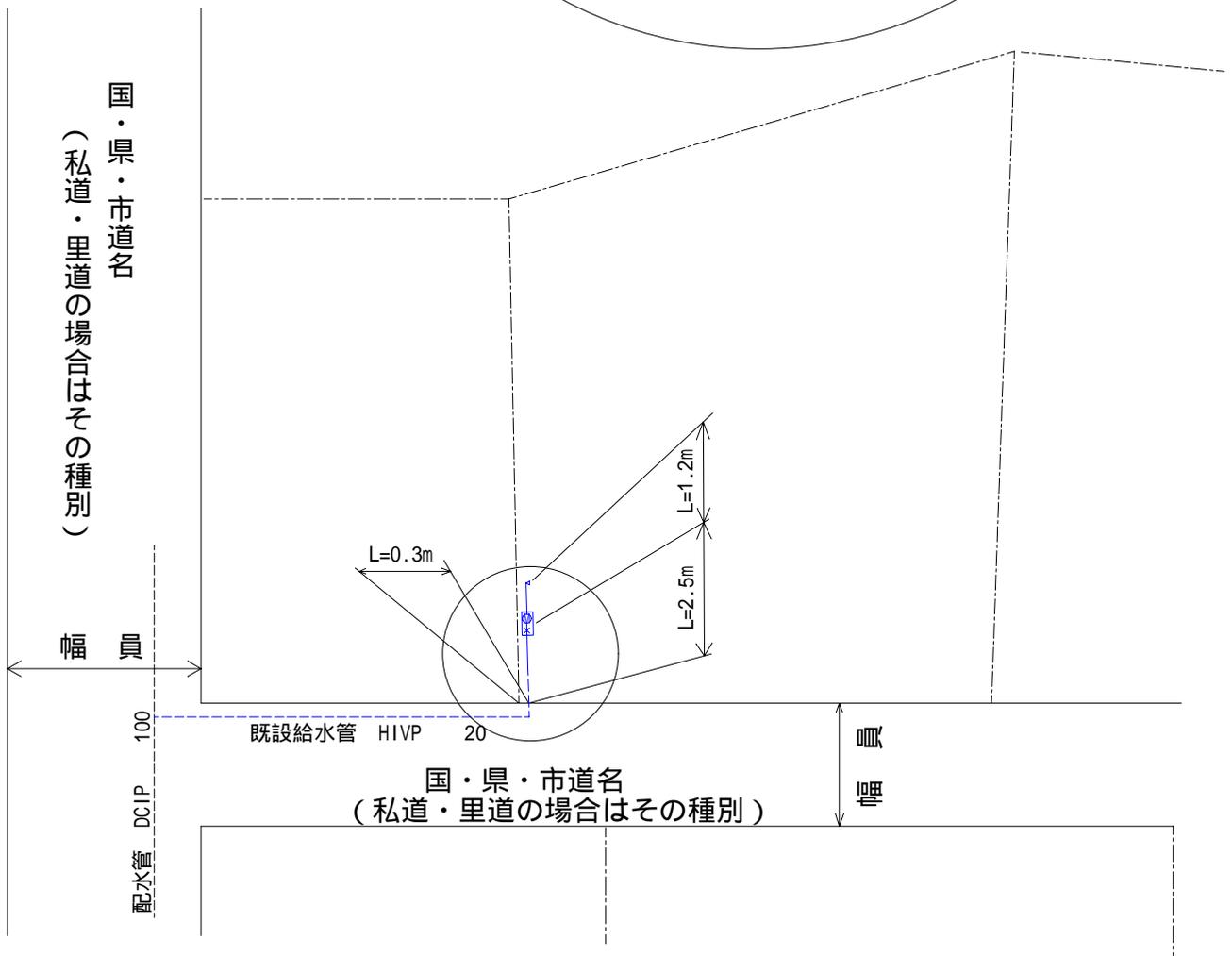
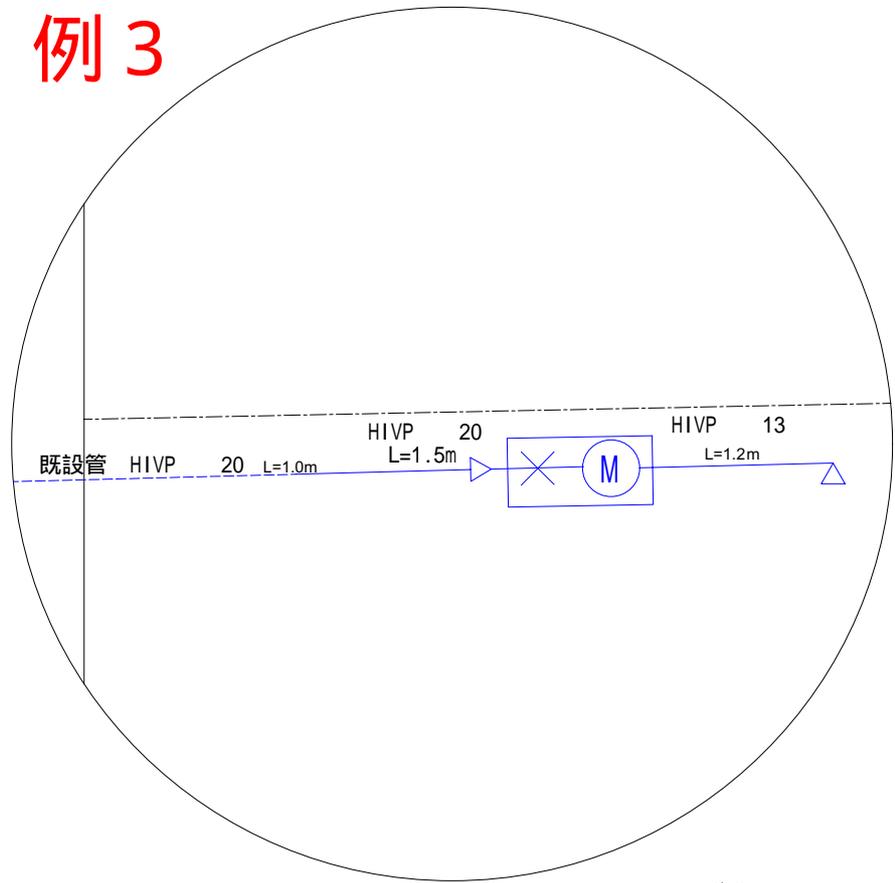
申請地に斜線が書いてない  
(場所がよく分からない)



申請年月日	水栓番号	交付番号	申請者氏名	工事場所	主原料	口径	数量
			配管図(平面図)	※新設給水装置は青、給湯管は赤、既設給水装置は赤線の青書きとする。	一次機材料		
			※3階以上もしくは入らない場合は別紙にて提出すること。		ポリエチレン管継手 分岐水配用	φ100×20	1個
					ポリエチレン管(キズ防止保護用)	φ20	1個
					ポリエチレン管継手 メーカー用	φ20×12	2個
					ポリ塩化ビニル管継手	φ13	1個
					継手ボックス	φ20×φ13	1基
					分岐ホース		1個
					継手カバー		1個
					二次機材料		
					HVP	φ20	20m
					HVP	φ13	15m
					ポリブタジエン管	φ13	8m
					継手ホース		3個
					分岐ホース		4個
					継手		一式
					ポリブタジエン管継手		一式
					※一次側と二次側を分けて記入してください。 (一次側材料は全て記入)		
					分岐箇所断面図		



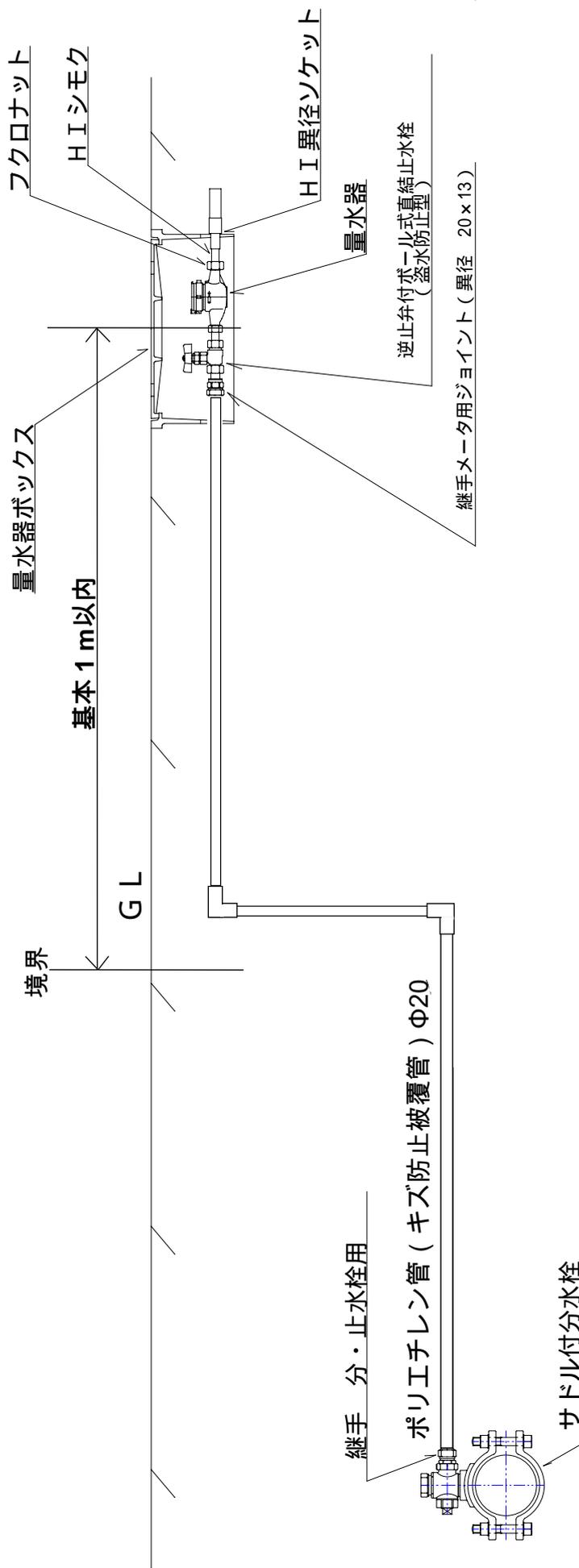
# 配管図 例3



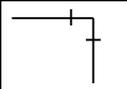
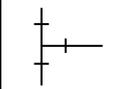
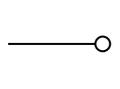
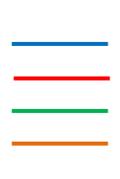
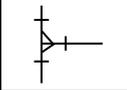
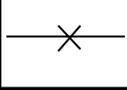
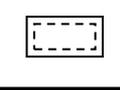
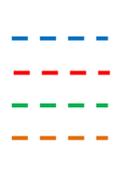
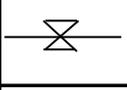
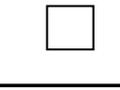
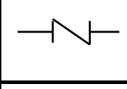
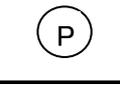
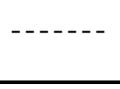
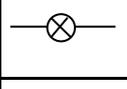
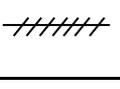
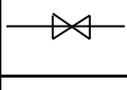
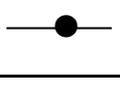
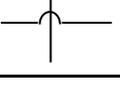
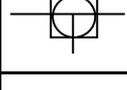
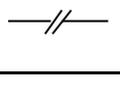
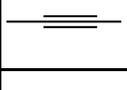
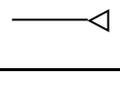
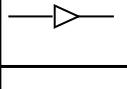
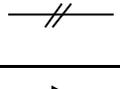
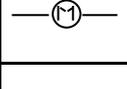
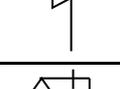
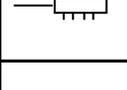
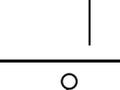
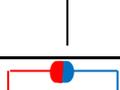
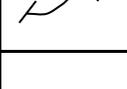
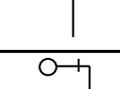
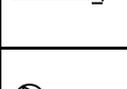
## 図面作成上の注意点

工事用や宅地造成時の引込のみの申請の場合で、図面を描くうえで周りに何も指標が無い場合は、広範囲の図面を描いたうえで、詳細図を描くこと。

分水サドルによる引込管割図



表示記号記入例

	エルボ				水道用サドル付 分水栓
	チーズ		フラッシュバルブ		給水管新設 (水=青) (湯=赤) (井戸水=緑) (温泉水=茶)
	違径チーズ		湯水混合水栓		
	止水栓		受水槽		給水管既設 (水=青) (湯=赤) (井戸水=緑) (温泉水=茶)
	青銅製仕切弁		高置水槽		
	逆止弁		ポンプ		配水管既設 (黒)
	共用止水栓 (甲型)		加圧ポンプ		撤去・廃止
	仕切弁		私設消火栓		管の交差
	三方バルブ		ユニオン		
	さや管		給水栓類		
	口径変更		M・ソケット2型		
	量水器		給水栓類		
	ヘッド		シャワーヘッド		
	プラグ		フラッシュバルブ		
	量水器ボックス内		(水=青) (湯=赤)		
	自在継手		特殊器具		
	キャップ		ボールタップ		
	特殊器具				

## ウ 材料の記入について

略称は使用しないでください。以下に**記入例**を示します。

### 一次側

HIVP	⇒	HIVP
HI-T	⇒	HIチーズ
INVS	⇒	インサートバルブソケット
PE	⇒	ポリエチレン管
SPJ分・止水栓用	⇒	ポリエチレン管継手 分・止水栓用
SPJメーター用	⇒	ポリエチレン管継手 メーター用
PO	⇒	ポリエチレン管(キズ防止被覆管)

### 二次側

HIVP	⇒	HIVP
HI-T,HI-L,HI-S	⇒	HI継手
INVS	⇒	インサートバルブソケット
PE	⇒	ポリエチレン管
SPJ継手	⇒	ポリエチレン管継手
PB	⇒	ポリブデン管
PB継手	⇒	ポリブデン管継手
XPEP	⇒	架橋ポリエチレン管
XPEP継手	⇒	架橋ポリエチレン管継手
SGP-VD	⇒	SGP-VD

※耐衝撃性硬質塩化ビニル管・ポリエチレン関係の部材の口径には『 $\phi$ ○○』と記入してください。

※**鋼管**関係の部材の口径には『○○A』と記入してください。

### 3 給水装置工事の検査について

#### (1) 検査項目について

- ・宅内の配管状況確認
- ・宅内水栓の開閉確認
- ・耐圧試験
- ・水栓での残塩・水圧測定(井戸水・温泉水がある場合は宅内の全水栓での残塩測定)
- ・量水器位置測定
- ・配管の変更がないかの最終確認

#### (2) しゅん工検査

- ・水栓での**残塩・水圧測定**
- ・**量水器位置測定**
- ・**配管の変更**がないかの最終確認

※耐圧試験については、抜き打ちで立会いをお願いすることがありますので、ご協力ください。

#### 4 給水装置工事の施工について

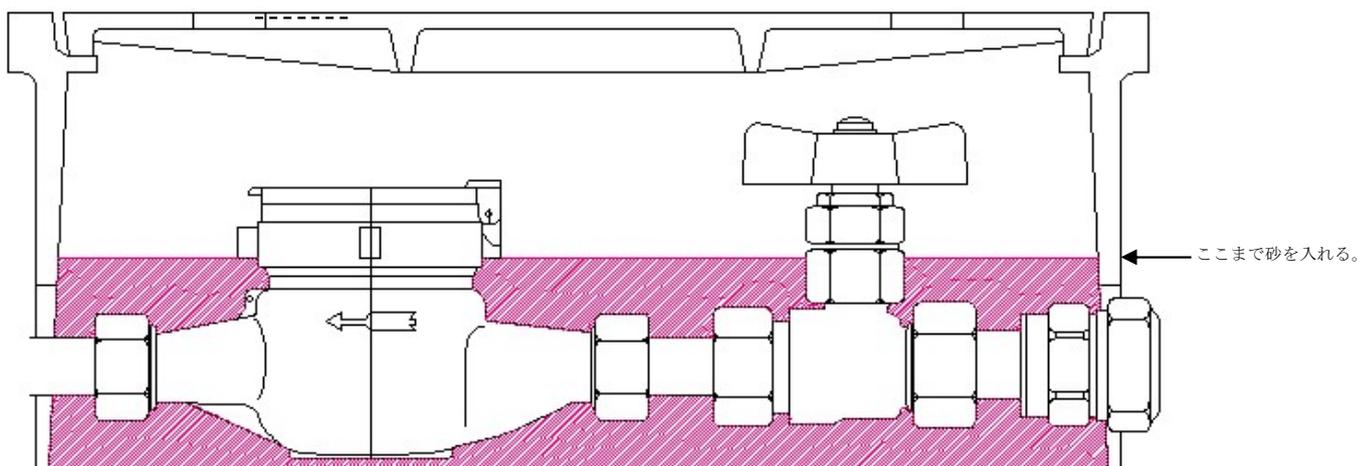
##### (1) 給水装置工事施工時の注意点

- ・使用する材料は、日本水道協会の規格品を使用してください。
- ・量水器ボックス内の保温材を切断しないでください。



どうしても量水器のフタが保温材に接触する場合は、給水管を下げる等の対応を行ってください。

- ・量水器ボックス内の砂は下記の位置まで入れてください。



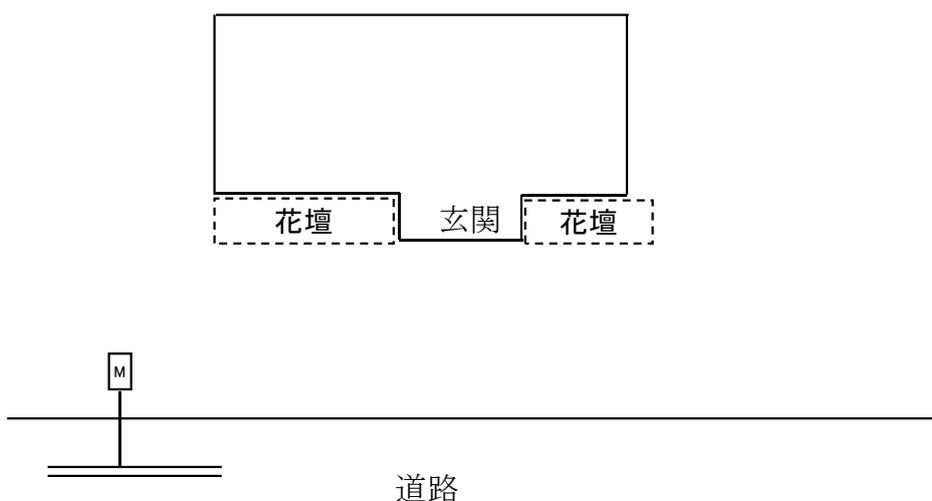
## 5 量水器の設置箇所と周辺的环境について

### (1) 量水器の設置箇所について

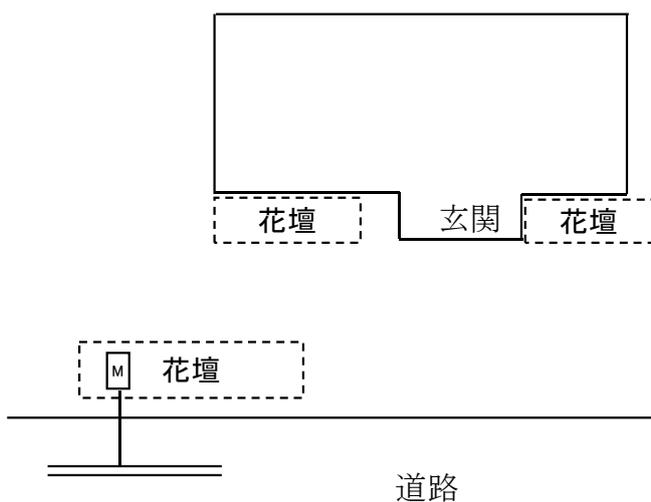
原則として量水器は、**道路と敷地の境界に近接した敷地内(境界から水平距離で1メートル以内)**で、閉開栓及び維持管理作業に支障がない場所へ設置してください。

ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

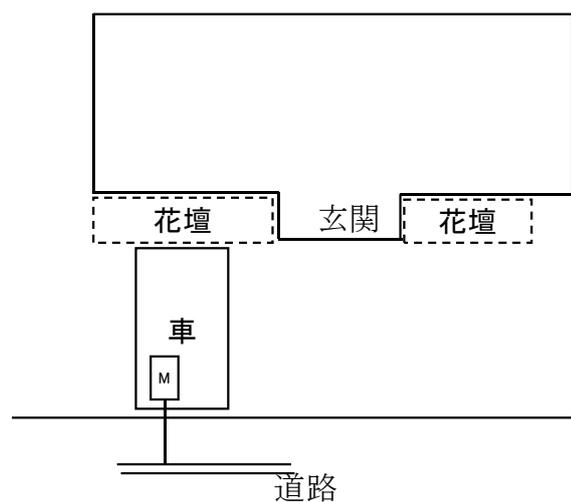
良い例



悪い例



※量水器が花壇などの中にある。



※量水器が車の下(車庫内)にある。

## (2) 量水器周辺の環境について

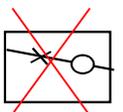
量水器は、次のような場所には設置しないでください。(将来的に考えられる場合も含む)

- ・周囲に(小さな)木が生えている。⇒木の根で給水管を破損する可能性がある。
- ・周りにつつじ等が植えてある。⇒量水器を覆い検針の妨げになる。
- ・量水器を花壇の中に設置してある。⇒検針時に花壇を荒らしてしまうおそれがある。
- ・ボックス近くに汚水マスがある。⇒溢れてボックス内に入り不衛生である。
- ・ボックス近くにドラム缶がある、または置く可能性がある。  
⇒内容物がボックス内に流入する可能性がある。
- ・駐車スペースや通路にボックスが設置してある。  
⇒ボックスが下がり、パイプを破損するおそれがある。車が停めてあり検針が出来ない。
- ・量水器の近くで動物が飼ってある、または飼う予定がある。⇒検針が出来ない。

このような場所に設置しますと、検針の妨げになったり、逆にお客様が気の毒がられたり、移設をお願いされたりしますので、このようなことが無いような場所に設置をお願いします。

## (3) 給水装置工事施工時のお願い

- ・ボックス内にコンクリート等が流れ込まないように設置してください。  
→フロナット等にコンクリートが付着して量水器の交換が出来なくなります。
- ・給水管をコンクリートで巻かないでください。⇒修繕等でコンクリートをはつる際に給水管を傷つけるおそれがあります。どうしても、巻かなければならない場合は、給水管をビニール等で巻いて容易に取れるようにしておいてください。
- ・φ50mm以上の量水器を設置される場合に、返り水が多いと思われるところは、二次側にも必ず弁を設置してください。
- ・φ50mm以上の量水器を設置される場合は、ボックス壁と量水器フランジの間を10cmくらい空け、ボルトが外れるように設置してください。
- ・量水器は、ボックスに対しまっすぐになるように設置してください。



## 6 給水装置工事の写真について

### (1) 写真の種類と撮り方について

#### ア 種類

- ・分水工事写真
- ・耐圧試験状況写真
- ・管路検測写真

#### イ 撮り方

##### (ア) 分水工事写真

- ・着工前

ある程度、**周りの環境が見える**ように遠目から撮影してください。

- ・分水状況・管布設状況

分水サドル設置・管布設終了後、分水サドルから量水器までの**管路が分かる**ようにポールを立てて撮影してください。

(本管の埋設深さも分かるように表示する)

- ・保護砂、マーカー設置状況

マーカー設置後、土被りを黒板に表記して撮影してください。

- ・埋設シート敷設状況

埋設シート設置後、土被りを黒板に表記して撮影してください。

- ・しゅん工

着工前と同様に撮影してください。

##### (イ) 耐圧試験写真

- ・耐圧試験状況

試験箇所(建物の全景)が分かるもの、黒板・水圧計が写っているもの、及び水圧計のアップの3枚を撮影してください。

(ピントが合っていない、またはぶれている写真は不可)

##### (ウ) 管路検測写真

舗装完了後、**分水箇所と量水器位置**にポールを立て、管路上にテープ(巻尺)をあてて撮影してください。

※次ページ以降に写真撮影の例を紹介していますので、参考にしてください。

## 分水工事写真例



着工前

黒板表記例

○○町 ○○邸 給水装置工事  着工前
------------------------------



分水サドル設置工  
φ 75×20

既設管VP φ 75  
H=1300

黒板表記例

○○町 ○○邸 給水装置工事  分水サドル設置工 φ 75×20
----------------------------------------------



管布設工  
φ 75×20

管布設状況  
φ 20

黒板表記例

○○町 ○○邸 給水装置工事  管布設工PO φ 20 L=3.0m H=1000
-------------------------------------------------------



マーカー設置及び保護砂状況  
H=800

黒板表記例

○○町 ○○邸  
給水装置工事

マーカー設置工  
保護砂状況



埋設シート敷設状況  
H=300

黒板表記例

○○町 ○○邸  
給水装置工事

埋設シート敷設状況



舗装厚確認状況  
H=50

黒板表記例

○○町 ○○邸  
給水装置工事

舗装厚確認状況



路面復旧状況

黑板表記例

○○町 ○○邸
給水装置工事
完 了

# 耐圧試験写真例



**Point**  
全景かつ、テストポンプがどこにあるか分かるように撮影する。

〇〇邸  
給水装置工事  
水圧試験

試験圧: 1.75MPa

試験時間  
10:00~10:01(1分間)

黒板の書き方

工事名 給水装置工事 〇〇邸

水圧試験  
試験圧 1.75MPa  
試験時間 10:00~10:01  
(1分間)



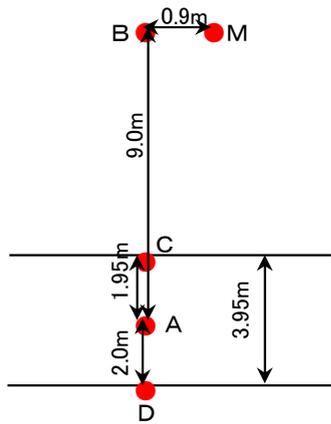
**Point**  
テストポンプが接続されているのが分かるように撮影する。



**Point**  
1.75Mpaを下回っていないこと。

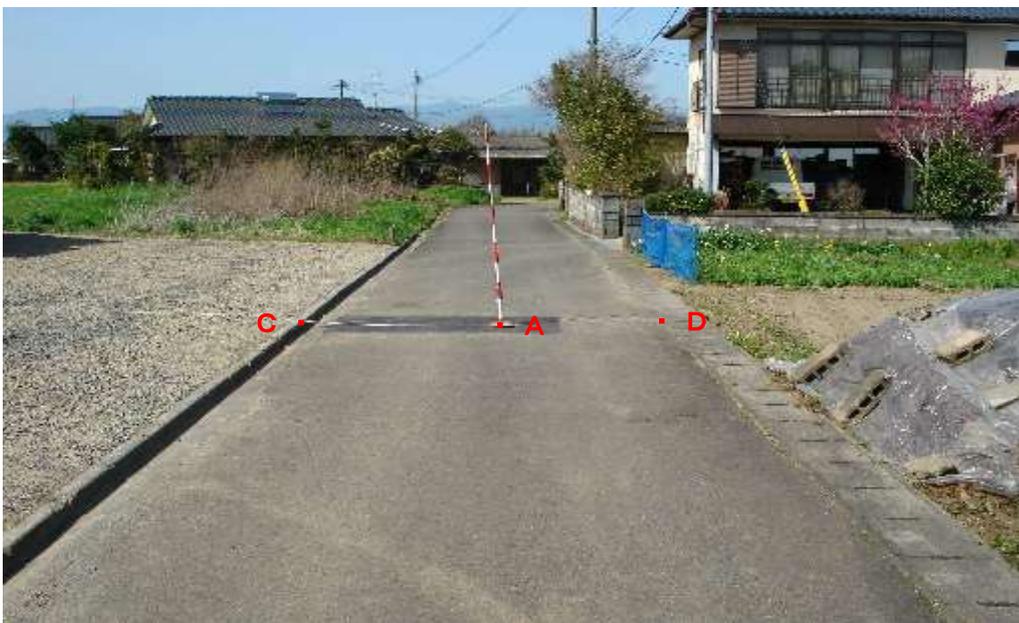
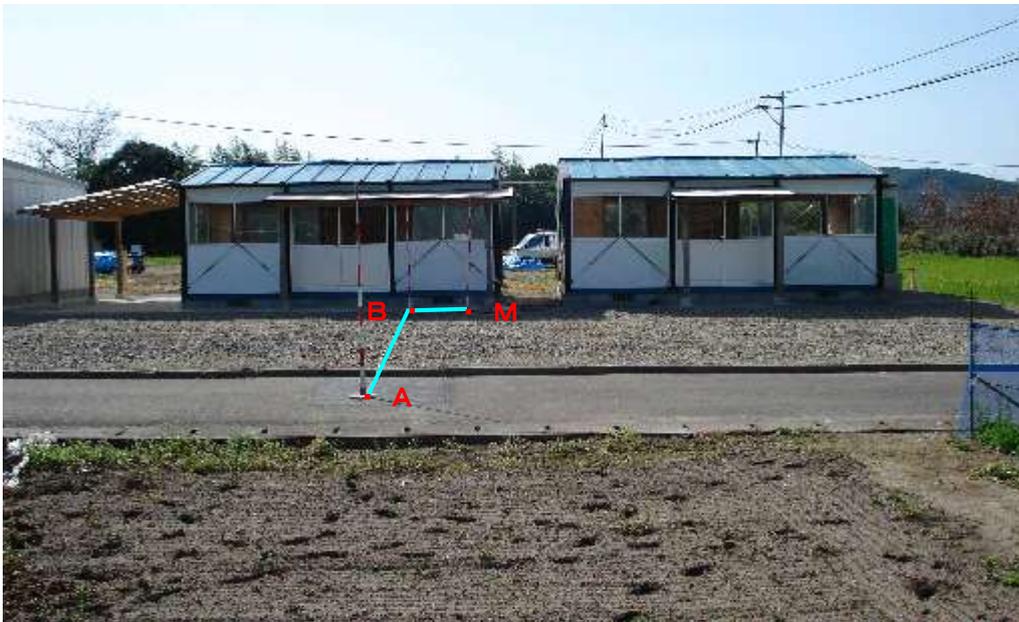
## 管路検測写真例

受付番号	工事場所	申込者氏名
22-001	中神町1345番地1	水道 太郎



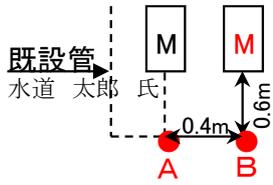
- A: 分水箇所
- M: 量水器
- C: 道路境界(縁石外側)
- D: 道路境界(側溝外側)

	管種	口径	土被り
既設管:	DCIP	φ 100	1.05m
一次側:	ポリエチレンパイプ	φ 20	0.6m



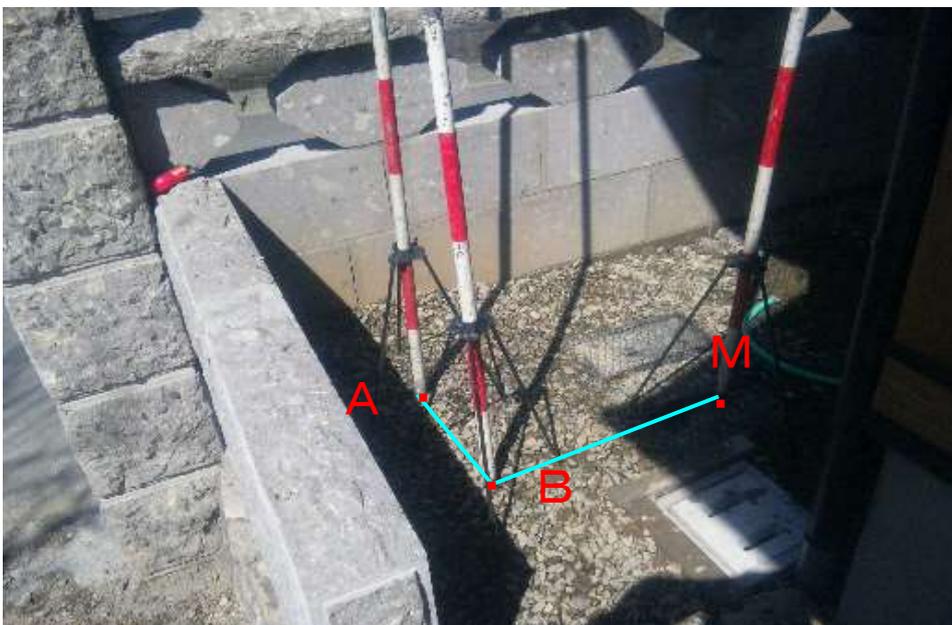
## 管路検測写真例

受付番号	工事場所	申込者氏名
22-002	中神町1345番地1	水道 花子



A: 既設管分岐箇所  
M: 新設量水器

	管種	口径	土被り
既設管:	HIVP	φ 20	0.4m
新設管:	HIVP	φ 20	0.4m



## 7 受水槽・高架水槽の維持管理について

受水槽及び高架水槽による水道給水施設（以下、貯水槽水道）の維持管理に関する責任事項については、下記のように定められています。（水道法施行規則第12条の5）

<水道事業者の責任に関する事項>

- ①貯水槽水道の設置者に対する**指導、助言及び勧告**
- ②貯水槽水道の利用者に対する**情報提供**

<貯水槽水道の設置者の責任に関する事項>

- ①貯水槽水道の管理責任及び管理の基準
  - ・**水槽の掃除は、1年以内ごとに1回**定期的に行うこと。
  - ・**水槽の点検等**有害物、汚染水等により水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。
  - ・給水栓における水の色・濁り・臭い・味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、検査を行うこと。
  - ・給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときには、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。
- ②貯水槽水道の管理の状況に関する検査
  - ・**1年以内に1回、定期的に**地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたものの**検査**を受けなければならない

これらを受け、人吉市水道局では啓発ビラを作成・配布いたします。

指定業者の皆様におかれましては、お客様に対し以下のような対応をお願いいたします。

<受水槽・高架水槽設置時>

啓発ビラの配布とともに**維持管理責任があることの説明**

<受水槽・高架水槽設置後>

年に1回程度、電話等による貯水槽水道の運転状況（異常の有無等）の確認

## 8 お客様のために

### (1) 給水装置工事後の対応

ア 近年、お客様からの問い合わせや相談が増加しています。

その多くが宅内配管材の老朽化に伴う宅内漏水 ⇨ お客様負担で修繕・工事  
しかし、お客様はどこに頼んでいいのかわからない？

イ 指定給水工事事業者以外の工事事業者の台頭

指定給水工事事業者以外の工事事業者が施工した場合

- ①お客様は漏水分（不表現漏水）の水道料金等の減免が受けることができない
- ②水道局指定外の材料使用の可能性による不完全工事。

また、指定給水工事事業者にとっては、顧客が減ることに・・・

ウ 悪徳業者の出没

「水道局のほうから来ました」などと言って必要のない工事を行い、法外な工事費を請求する悪徳業者が存在します。

指定給水工事事業者が、しっかりとした施工を行うことでお客様に安全安心な水を供給することにつながります。

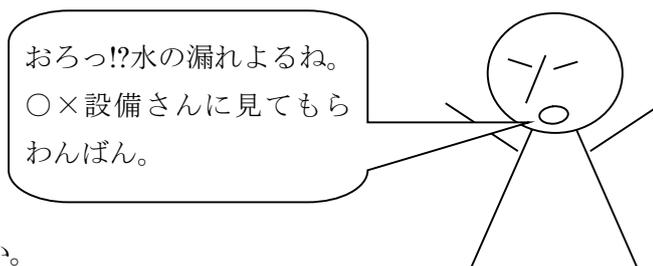


お客様に対するアフターサービスの実施を提案します。

例) 年に1回程度、その後の調子や水周りで困ったことが無いか、施工したお客様に電話をかけてみる

その時は、  
異常が無くても・・・

となるのではないのでしょうか。



## 9 人吉市水道局指定給水装置工事事業者指定後の**変更届出**について

人吉市水道局給水指定工事事業者規則第7条により、次の事項については変更の届出が必要です。

(1) 変更後 **30 日以内**に変更届出書が必要なもの。

ア 事業所の名称、所在地に変更があるとき。

**様式第10号**による変更届及び指定工事事業者証の提出が必要になります。

イ 氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の変更があるとき。

**様式第10号**による変更届及び下記のものが必要になります。

法人……定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

個人……住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

指定工事事業者証

ウ 役員に変更があるとき。

(業務を執行する社員、取締役又はこれらに順ずる者、監査役含む。)

**様式第10号**及び第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しないものであることを誓約する書類(**様式第2号**)及び登記簿の謄本が必要になります。

エ 主任技術者の選任又は解任をしたとき。

**様式第3号**及び給水装置工事主任技術者免状の写しが必要になります。

オ 廃業及び休止をするとき。

**様式第11号**及び指定工事事業者証の返納及び提出が必要になります。

(2) 変更後 **10 日以内**に変更届出書が必要なもの。

ア 休止後の事業の再開をするとき。

**様式第11号**により提出が必要になります。



上記事項に反する場合は、人吉市水道局指定給水装置工事事業者規則第8条指定の取消し、第9条指定の停止の対象となります。変更がある時は必ず届出をお願いします。

# 様式集

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法  
第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当  
しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者

氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

殿

## 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

殿

令和 年 月 日

届出者 氏名又は名称 印  
住所  
代表者氏名

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
選任 解任 の届出をします。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

# 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

殿

令和 年 月 日

届出者 氏名又は名称 印  
住所  
代表者氏名

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

指定給水装置工事事業者  
廃止  
休止  
再開  
届出書

殿

令和 年 月 日

届出者 氏名又は名称  
住所  
代表者氏名  
印

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の  
廃止  
休止  
再開  
の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年 月 日	
(廃止・休止・再開) の理由	